

ふじみ野市と学校法人ホンダ学園 ホンダテクニカルカレッジ関東との 包括的な連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、ふじみ野市と学校法人ホンダ学園 ホンダテクニカルカレッジ関東（以下「両者」という。）とが、包括的な連携の下、様々な分野において相互に連携協力することにより、両者の活動の充実を図るとともに、地域社会の発展や地域の人材の育成に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の連携協力を推進するものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互利用
- (3) 共同による調査研究及び事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(連絡調整窓口)

第3条 連携協力事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、両者に窓口を設置する。

(経費負担)

第4条 連携協力事項の実施に要する経費については、原則として両者においてそれぞれ応分に負担するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、両者のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後の更新についても、同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、包括的な連携協力に必要な事項については、両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者署名の上、それぞれその1通を保有する。

平成26年 2月17日

ふじみ野市

市長

高畑博

学校法人ホンダ学園

ホンダテクニカルカレッジ関東

校長

犬木宏高